

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月5日
【会社名】	株式会社ネクソン
【英訳名】	NEXON Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 崔 承祐
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目3番1号
【電話番号】	03(3523)7911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 オーウェン・マホニー
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目3番1号
【電話番号】	03(3523)7910
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 オーウェン・マホニー
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 35,751,000,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 6,834,750,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年11月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成23年11月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集35,050,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）5,257,500株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成23年12月5日に決定したため、これらに關連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

第2 売出要項

- 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
 - 2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 募集又は売出しに關する特別記載事項
- 2 海外募集等について
 - 3 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
 - 4 ロックアップについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	35,050,000（注）3 .	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

（注）1 . 平成23年11月10日開催の取締役会決議によっております。

2 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 . 上記発行数は、平成23年11月10日開催の取締役会において決議された当社普通株式70,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の34,950,000株について、国内募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（平成23年12月5日）に決定される予定であります。

国内募集及び海外募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において、当社の株主であるキム サンボンが所有する当社普通株式100,000株の売出し（以下「海外売出し」といい、海外募集と併せて以下「海外募集等」という。）が行われる予定であります。

さらに、後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び海外募集等とは別に5,257,500株を上限として、野村證券株式会社がエヌエックスシー・コーポレーションから借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

また、国内募集及び海外募集等において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集等の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 海外募集等について」をご参照下さい。

4 . 国内募集、海外募集等及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びGoldman Sachs International（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。

国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの主幹会社は、野村證券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社が行うものとします。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社が共同で行うものとします。

5 . 上記とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成23年11月10日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式5,257,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6 . グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	35,050,000(注)3.	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成23年11月10日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記発行数は、平成23年11月10日開催の取締役会において決議された当社普通株式70,000,000株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の34,950,000株について、国内募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において募集（以下「海外募集」という。）が行われます。

国内募集及び海外募集と同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において、当社の株主であるキム サンボンが所有する当社普通株式100,000株の売出し（以下「海外売出し」といい、海外募集と併せて以下「海外募集等」という。）が行われます。

さらに、後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案した結果、国内募集及び海外募集等とは別に野村證券株式会社がエヌエックスシー・コーポレーションから借入れる当社普通株式5,257,500株の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われます。

また、国内募集及び海外募集等において国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集等の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集等について」をご参照下さい。

4. 国内募集、海外募集等及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びGoldman Sachs International（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。

国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの主幹会社は、野村證券株式会社であり、当社株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社が行うものとします。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村證券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社が共同で行うものとします。

5. 上記とは別に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成23年11月10日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式5,257,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成23年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成23年11月28日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,020円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	35,050,000	35,751,000,000	21,825,635,000
計（総発行株式）	35,050,000	35,751,000,000	21,825,635,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成23年11月10日開催の取締役会決議に基づき、平成23年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（1,200円～1,400円）の平均価格（1,300円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は45,565,000,000円となります。

（訂正後）

平成23年12月5日に決定された引受価額（1,245.40円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格1,300円）で国内募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	35,050,000	35,751,000,000	21,825,635,000
計（総発行株式）	35,050,000	35,751,000,000	21,825,635,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

（注）5．の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	1,020	未定 (注)3.	100	自 平成23年12月6日(火) 至 平成23年12月9日(金)	未定 (注)4.	平成23年12月13日(火)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,200円以上1,400円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年12月5日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

グローバル展開等により、創業以来の高い成長を継続すると期待されること。

アイテム課金モデルにより高い収益性を達成していること。

売上の過半を主力の2タイトルに依存していること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,200円から1,400円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,020円）及び平成23年12月5日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成23年11月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成23年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成23年12月14日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 申込み在先立ち、平成23年11月29日から平成23年12月2日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額（1,020円）を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、海外募集等、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。また、海外募集等が中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
1,300	1,245.40	1,020	622.70	100	自 平成23年12月6日(火) 至 平成23年12月9日(金)	1株につ き1,300	平成23年12月13日(火)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
- 発行価格の決定に当たりましては、仮条件（1,200円～1,400円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと及び申告された需要件数が多かったことが特徴でありましたが、現在のマーケット環境等の状況や上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,300円と決定いたしました。
- なお、引受価額は1,245.40円と決定いたしました。
- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（1,300円）と会社法上の払込金額（1,020円）及び平成23年12月5日に決定された引受価額（1,245.40円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 - 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は622.70円（増加する資本準備金の額の総額21,825,635,000円）と決定いたしました。
 - 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,245.40円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 - 株式受渡期日は、平成23年12月14日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
 - 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
 - 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 国内募集が中止された場合には、海外募集等、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。また、海外募集等が中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	22,782,500	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成23年12月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	3,505,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	3,505,000	
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,505,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,051,500	
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	701,000	
計	-	35,050,000	-

(注) 1. 引受株式数は、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の決定等に伴って、変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日（平成23年12月5日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、10,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	22,782,500	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成23年12月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,245.40円）を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき54.60円）の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	3,505,000	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	3,505,000	
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,505,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,051,500	
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	701,000	
計	-	35,050,000	-

(注) 1. 当社は、上記引受人と平成23年12月5日に国内募集に関する元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、国内募集に係る引受株式数のうち、10,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
43,651,270,000	300,000,000	43,351,270,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,200円~1,400円)の平均価格(1,300円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
43,651,270,000	300,000,000	43,351,270,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

（訂正前）

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	5,257,500	6,834,750,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 5,257,500株
計(総売出株式)	-	5,257,500	6,834,750,000	-

- （注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集に伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。
- 2．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成23年11月10日開催の取締役会において、本件第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4．国内募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。
- 5．売出価額の総額は、仮条件（1,200円～1,400円）の平均価格（1,300円）で算出した見込額であります。
- 6．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2．に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	5,257,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 5,257,500株
計(総売出株式)	-	5,257,500	6,834,750,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成23年11月10日開催の取締役会において、本件第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 国内募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内 容
未定 (注)1.	自 平成23年 12月6日(火) 至 平成23年 12月9日(金)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、「第1 募集要項 3 募集の条件」において決定される発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成23年12月5日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成23年12月5日）に決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、国内募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内 容
1,300	自 平成23年 12月6日(火) 至 平成23年 12月9日(金)	100	1株につき 1,300	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、「第1 募集要項 3 募集の条件」において決定された発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成23年12月5日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、平成23年12月5日に決定いたしました。
3. 株式受渡期日は、国内募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 海外募集等について

（訂正前）

国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における募集（海外募集）及び売出し（海外売出し）が、Morgan Stanley & Co. International plc、Goldman Sachs International、Nomura International plc及びBarclays Bank PLCを共同主幹事会社とする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定であります。

総発行数は70,000,000株で、その内訳は、国内募集35,050,000株、海外募集34,950,000株の予定であります。最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（平成23年12月5日）に決定する予定であります。また、海外売出しに係る売出株式数は、100,000株の予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

（訂正後）

国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における募集（海外募集）及び売出し（海外売出し）が、Morgan Stanley & Co. International plc、Goldman Sachs International、Nomura International plc及びBarclays Bank PLCを共同主幹事会社とする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われます。

総発行数は70,000,000株で、その内訳は、国内募集35,050,000株、海外募集34,950,000株であります。また、海外売出しに係る売出株式数は、100,000株であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3. 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるエヌエックスシー・コーポレーション（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成23年11月10日開催の取締役会において、本件第三者割当増資を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 5,257,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,020円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成23年12月29日（木）

(注) 割当価格は、平成23年12月5日に決定される予定の「第1募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主であるエヌエックスシー・コーポレーション（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成23年11月10日開催の取締役会において、本件第三者割当増資を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 5,257,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,020円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 3,273,845,250円（1株につき金622.70円） 増加する資本準備金の額 3,273,845,250円（1株につき金622.70円）
(4)	払込期日	平成23年12月29日（木）

(注) 割当価格は、平成23年12月5日に決定された「第1募集要項」における新規発行株式の引受価額（1,245.40円）と同一であります。

(以下省略)

4. ロックアップについて

（訂正前）

グローバル・オフリングに関連して、貸株人であるエヌエックスシー・コーポレーション、当社株主であるエヌエックスエムエイチ・ピー・ブイ・ピー・イー、ソ ミン、キム サンボン、エヌエックスエムエイチ・ピー・ブイ、イ スンチャン、チェ スンウ、子供図書館文化財団、キム ジンマン、ジュ ミンヨン、ハン キョンテク及びエヌイー・パ ートナース・アンリミテッド・パートナーシップ、並びに新株予約権者であるパク ジウオン及びオーウェン・マホ ニーは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含 む。）後180日目の平成24年6月10日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイン ト・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、海外売出し のために当社普通株式を売却すること及び貸株人がオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を 貸し渡すこと、並びに貸株人がその子会社であるエヌエックスエムエイチ・ピー・ブイ・ピー・イーに対して当社普 通株式を譲渡すること（譲渡先が同様の制限に服する旨を書面により同意する場合に限る。）及び上場日以降に上記 株主の一部が当社普通株式合計3,600,000株（上限）に借入金のための担保権を設定すること（担保差入先が同様の 制限に服する旨を書面により同意する場合に限る。）等は除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定で あります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・ コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されう る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、国内募 集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定でありま す。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であって もその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集 株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

グローバル・オフリングに関連して、貸株人であるエヌエックスシー・コーポレーション、当社株主であるエヌ エックスエムエイチ・ピー・ブイ・ピー・イー、ソ ミン、キム サンボン、エヌエックスエムエイチ・ピー・ブイ、イ スンチャン、チェ スンウ、子供図書館文化財団、キム ジンマン、ジュ ミンヨン、ハン キョンテク及びエヌイー・パ ートナース・アンリミテッド・パートナーシップ、並びに新株予約権者であるパク ジウオン及びオーウェン・マホ ニーは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含 む。）後180日目の平成24年6月10日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイン ト・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、海外売出し のために当社普通株式を売却すること及び貸株人がオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を 貸し渡すこと、並びに貸株人がその子会社であるエヌエックスエムエイチ・ピー・ブイ・ピー・イーに対して当社普 通株式を譲渡すること（譲渡先が同様の制限に服する旨を書面により同意する場合に限る。）及び上場日以降に上記 株主の一部が当社普通株式合計3,600,000株（上限）に借入金のための担保権を設定すること（担保差入先が同様の 制限に服する旨を書面により同意する場合に限る。）等は除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れておりま す。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・ コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されう る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、国内募 集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であって もその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集 株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。